

技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年四月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第一号

技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与等に関する規則（昭和三十二年十月奈良県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第三項中「畜産技術センター」を「うだ・アニマルパーク及び畜産技術セ

附 則

この規則は、平成二十年四月二十五日から施行する。